

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第1号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町犯罪被害者等支援条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 犯罪被害者基本法に基づき、町が実施する犯罪被害者への支援方法等について定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものがあります。</p> <p>【具体的な内容】 犯罪被害者等支援の基本理念を定めるとともに、町・町民・事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等を地域社会で支え、誰もが安全・安心に暮らすことが出来る社会の実現に寄与することを目的としております。</p> <p>見舞金の支給及び下記のような、主な支援策を定義いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の支援（手当、貸付、保険等の各種制度の案内） ○心身に受けた影響からの回復支援（自立支援医療、福祉手帳、県の支援等の案内） ○安全の確保（一次保護、施設入所保護、防犯指導等） ○学校における支援（児童相談やカウンセラーの案内） <p>なお、規則で、以下の見舞金について、具体的に定めるものがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 見舞金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ○遺族見舞金（支給額：60万円） <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：犯罪により死亡した者の第1順位遺族 ○重傷病見舞金（支給額：30万円） <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 犯罪により重傷病を負った者 2. 転居費用の支給（支給額：上限20万円） <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者 犯罪被害者で転居が必要な者 <p>※見舞金、転居費用の支給については、県より1/2の補助金があります。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日から、施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第2号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埤町子ども基金条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和5年度から運用を開始する「子ども第三の居場所事業」や子ども・子育てに係る様々な事業の財源確保を目的として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき「埤町子ども基金」を設置したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 子ども第三の居場所事業のみならず、子どもの成長を支える事業及び子ども達の育成を支援する事業等に寄せられる寄附金等を原資として基金に積み立てることといたします。 他の基金と同様に、基金の一部または全部を該当事業の財源に充てることを可能とするものであります。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日から、施行いたします。</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第3号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 令和4年度に子ども第三の居場所新築工事が竣功し、令和5年度より、地方自治法第244条第1項に規定する住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設と位置付けをし、活用していくために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 子ども第三の居場所において、関連した事業が実施するだけでなく、町民が利用することも想定し、設置及び管理に関する条例を制定いたします。このほか、本条例に定めるもののほか必要な事項を規則で定め管理して参ります。 条例の中で、今後の管理業務の変化に対応することを想定し、指定管理者による管理もできることとしています。 このほか、使用の許可や許可の取消し、使用料の減免及び損害賠償など、町内の他の公共施設と同程度の内容を、条例で定めております。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日から、施行いたします。</p>		
担当課	生涯学習課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 5 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 人事院規則の一部改正（令和 4 年 10 月 1 日施行）に準拠して、職員の育児休業等に関する条例を改正するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>① 非常勤職員が 57 日間以内に育児休業する場合の条件を下記のとおり変更するものであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までは、子の出生から 57 日間以内に育児休業する場合、子の出生から 1 歳 6 か月到達日までに任期満了及び引き続いて採用されることが明らかでない職員は、育児休業を取得出来ませんでした。今改正で、子の出生から 57 日間以内に育児休業をする場合、任期が 57 日の末日から、6 ヶ月経過するまでに任期満了及び引き続いて採用されることが明らかでない職員が育児休業を取得出来ないこととされ、条件が緩和されました。 <p>② 非常勤職員の育児休業の対象期間を、子の 1 歳 6 か月到達日とする場合の要件と、子の 2 歳到達日とする場合の要件を追加し、柔軟化するものであります。</p> <p>③ 職員（非常勤職員を含む）は、子の出生後、57 日間（8 週間）以内であれば、育児休業を現行 1 回取得から 2 回取得可能とするものであります。</p> <p>④ 育児短時間勤務職員、短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の給与等の計算方法について、明記するものであります。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第6号								
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）										
案件名	埜町放課後児童健全育成事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について										
要 旨	<p>【提出理由】 保護者からの要望等により、夏休みなど、長期休業中の期間のおやつ提供取りやめに伴い、分担金の額から、おやつ相当分の額を減額する条例の一部改正を行いたいために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 学校休業中の分担金の額の変更</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、児童1人につき次に掲げる額とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>学年始休業日の期間</td> <td>2,000円⇒1,500円</td> </tr> <tr> <td>夏季休業日の期間</td> <td>7,000円⇒5,000円</td> </tr> <tr> <td>冬季休業日の期間</td> <td>2,000円⇒1,500円</td> </tr> <tr> <td>学年末休業日の期間</td> <td>2,000円⇒1,500円</td> </tr> </table> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。</p>			学年始休業日の期間	2,000円⇒1,500円	夏季休業日の期間	7,000円⇒5,000円	冬季休業日の期間	2,000円⇒1,500円	学年末休業日の期間	2,000円⇒1,500円
学年始休業日の期間	2,000円⇒1,500円										
夏季休業日の期間	7,000円⇒5,000円										
冬季休業日の期間	2,000円⇒1,500円										
学年末休業日の期間	2,000円⇒1,500円										
担当課	学校教育課										

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第7号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	埴町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 社会保障審議会医療保険部会において、「出産育児一時金の額は、出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされ、厚生労働省では、健康保険法施行令等の一部を改正します。 これに基づき、埴町国民健康保険条例中に記載のある「出産育児一時金」の支給額について、48万8千円に引き上げるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 出産育児一時金の引き上げ 408,000円 ⇒ 488,000円 これにより、産科医療補償制度の加算対象（埴町国民健康保険給付規則第8条の加算額1万2千円）となる出産に係る出産育児一時金の支給額合計は、50万円となります。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日から、施行いたします。</p> <p>【経過措置】 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によります。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 8 号
提出時期	令和 5 年 3 月（定例会）・臨時会）		
案件名	埴町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 占用料の額について、占用料の額の算定の基礎となる民間における地価水準、地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするために、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、埴町道路占用料徴収条例の占用料を改正するために、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 同条例第 2 条に定める別表中の「1. 法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物（電柱等）」から「17. 政令第 7 条第 13 号に掲げる施設（休憩所、給油所及び自動車修理所）」までの全ての占用料の見直し（概ね値上げ）をするものです。 また、「18. 政令第 7 条第 14 号に掲げる施設（防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設）」を、表中に、新設するものです。 なお、福島県道路占用料徴収条例も、国準拠による改正を行う予定であります。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	まち整備課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 9 号
提出時期	令和 5 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町辺地総合整備計画の策定について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>田代辺地に係る総合整備計画については、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 箇年計画であったため、新たに令和 5 年度から令和 9 年度の 5 箇年計画を策定し、辺地対策事業債の対象事業とするものです。</p> <p>そのため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>田代辺地の人口 84 人、面積 9.8 km²とし、下記の 3 点を定めるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 辺地の概要 <ol style="list-style-type: none"> (1) 辺地を構成する町又は字の名称 (2) 地域の中心の位置 (3) 辺地度点数 2. 公共的施設の整備を必要とする事情 3. 公共的設備の整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路施設の工事請負費を計上するものです。 		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 10 号
提出時期	令和 5 年 3 月（定例会・臨時会）		
案件名	埜町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>埜町辺地総合整備計画の湯岐辺地、那倉辺地及び片貝辺地の内容を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>① 湯岐辺地</p> <p>既計上事業の「林道湯岐線」・「町道湯遊ランド線改良事業」・「湯遊ランドはなわ施設設備改修事業」の事業費、財源内訳、及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更するとともに、令和 5 年度に実施する予定事業「林道胡桃沢川岐線整備事業」・「町道前田矢祭線整備事業」について事業の追加を行い、辺地対策事業債の対象事業とするものです。</p> <p>② 那倉辺地</p> <p>既計上事業の「町道呼石鳩ノ宮線舗装補修事業」の事業費、財源内訳、及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更するとともに、令和 5 年度に実施する予定の事業「町道阿武隈 26 号線改良事業」・「町道高柴地切線舗装補修事業」について事業の追加を行い、辺地対策事業債の対象事業とするものです。</p> <p>③ 片貝辺地</p> <p>既計上事業の「町道落合殿畑線補修事業」の事業費、財源内訳、及び一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を変更し、辺地対策事業債の対象事業とするものです。</p>		
担当課	総務課		

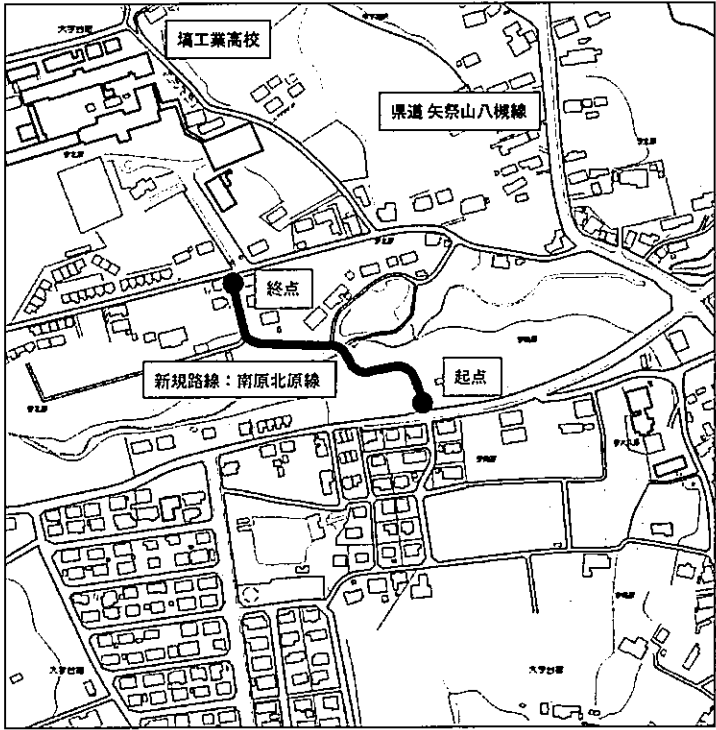
議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 11 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埴町体育施設及び埴町山村広場施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町体育施設及び埴町山村広場施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 埴町大字埴字桜木町 80 番地、85 番地、56 番地 埴町体育施設 (埴町営体育館・埴町営運動場・埴町営野球場・管理棟・テニスコート) 及び埴町山村広場施設 2. 指定管理者となる団体の名称 埴町大字埴字桜木町 80 番地 特定非営利活動法人はなわスポーツクラブ 3. 指定管理の期間 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	生涯学習課		

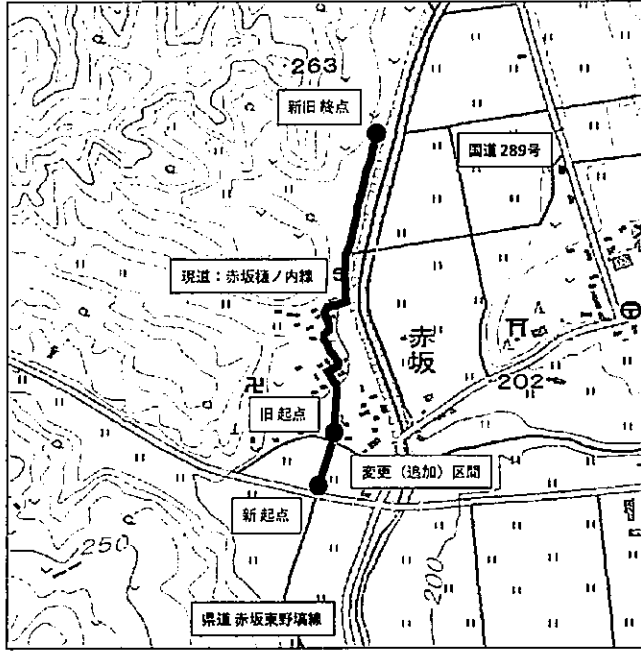
議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 12 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埴町農林水産物直売・食材供給施設の指定管理者の指定について		
要 旨	<p>【提出理由】 埴町農林水産物直売・食材供給施設に係る指定管理期間の満了に伴い、新たに指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び埴町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 福島県東白川郡埴町大字埴字桜木町 388 番地 1 埴町農林水産物直売・食材供給施設 2. 指定管理者となる団体の名称 福島県東白川郡埴町大字埴字桜木町 388 番地 1 一般財団法人天領の郷はなわ 3. 指定管理の期間 自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日 <p>【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日から、施行いたします。</p>		
担当課	農林推進課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案 ・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 13 号														
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																
案件名	町道の路線の認定について																
要 旨	<p>【提出理由】 台宿地区住民等の利用で、公共的な性格を有する農道台宿 4 号線を町道として管理するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】</p>																
																	
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">新規路線</th> </tr> <tr> <td>路線番号</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>路線名</td> <td>南原北原線</td> </tr> <tr> <td>起 点</td> <td>埴町大字台宿字南原63番2地先</td> </tr> <tr> <td>終 点</td> <td>埴町大字台宿字北原24番5地先</td> </tr> <tr> <td>延 長</td> <td>L = 223.6m</td> </tr> <tr> <td>幅 員</td> <td>W = 5.9m</td> </tr> </table>				新規路線		路線番号	147	路線名	南原北原線	起 点	埴町大字台宿字南原63番2地先	終 点	埴町大字台宿字北原24番5地先	延 長	L = 223.6m	幅 員	W = 5.9m
新規路線																	
路線番号	147																
路線名	南原北原線																
起 点	埴町大字台宿字南原63番2地先																
終 点	埴町大字台宿字北原24番5地先																
延 長	L = 223.6m																
幅 員	W = 5.9m																
<p>【施行期日】 公布の日から、施行いたします。</p>																	
担当課	まち整備課																

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 14 号																									
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)																											
案件名	町道の路線の変更について																											
要 旨	<p>【提出理由】 赤坂地区住民等の利用で、公共的な性格を有する農道常世北野 14 号線を町道として管理するため、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 終点部に変更はありません。起点部の延長による変更となります。</p>																											
																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>変 更 前</td></tr> <tr><td>路 線 番 号</td><td>52</td></tr> <tr><td>路 線 名</td><td>赤坂樋ノ内線</td></tr> <tr><td>起 点</td><td>埴町大字常世北野字赤坂46番2地先</td></tr> <tr><td>終 点</td><td>埴町大字常世北野字綱平198番1地先</td></tr> <tr><td>延 長</td><td>L = 796.1m</td></tr> <tr><td>幅 員</td><td>W = 4.1m</td></tr> </table>	変 更 前	路 線 番 号	52	路 線 名	赤坂樋ノ内線	起 点	埴町大字常世北野字赤坂46番2地先	終 点	埴町大字常世北野字綱平198番1地先	延 長	L = 796.1m	幅 員	W = 4.1m	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>変 更 後</td></tr> <tr><td>路 線 番 号</td><td>52</td></tr> <tr><td>路 線 名</td><td>赤坂樋ノ内線</td></tr> <tr><td>起 点</td><td>埴町大字常世北野字赤坂54番地先</td></tr> <tr><td>終 点</td><td>埴町大字常世北野字綱平198番1地先</td></tr> <tr><td>延 長</td><td>L = 908.6m</td></tr> <tr><td>幅 員</td><td>W = 4.1m</td></tr> </table>	変 更 後	路 線 番 号	52	路 線 名	赤坂樋ノ内線	起 点	埴町大字常世北野字赤坂54番地先	終 点	埴町大字常世北野字綱平198番1地先	延 長	L = 908.6m	幅 員	W = 4.1m
変 更 前																												
路 線 番 号	52																											
路 線 名	赤坂樋ノ内線																											
起 点	埴町大字常世北野字赤坂46番2地先																											
終 点	埴町大字常世北野字綱平198番1地先																											
延 長	L = 796.1m																											
幅 員	W = 4.1m																											
変 更 後																												
路 線 番 号	52																											
路 線 名	赤坂樋ノ内線																											
起 点	埴町大字常世北野字赤坂54番地先																											
終 点	埴町大字常世北野字綱平198番1地先																											
延 長	L = 908.6m																											
幅 員	W = 4.1m																											
	<p>【施行期日】 公布の日から、施行いたします。</p>																											
担当課	まち整備課																											

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 15 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町一般会計補正予算 (第 6 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町一般会計補正予算 (第 6 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、町税、法人事業税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債を、歳出で、議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費を補正するものであります。 併せて、継続費の補正、繰越明許費の新規計上、地方債の補正を行うものであります。 歳入歳出それぞれ 516,231 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7,253,063 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第16号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	令和4年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度埴町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、基金積立金を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ35,448千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ998,401千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 17 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、繰入金、国庫支出金を、歳出で、総務費を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 100 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 215, 204 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第18号
提出時期	令和5年3月（定例会・臨時会）		
案件名	令和4年度 埴町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和4年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で繰入金を、歳出で総務費を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ269,922千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 19 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 3,629 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,207,428 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 20 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 4 年度 埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 4 年度埴町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で、後期高齢者医療保険料、繰入金、諸収入を、歳出で、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。 歳入歳出それぞれ 6,777 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 112,952 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 21 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町一般会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町一般会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,906,900 千円とするものであります。 前年度に比べ、額にして 525,012 千円、率にして 8.23%の増となっております。</p> <p>歳入で、前年度に比べ増額となるものは、町税、地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債であります。</p> <p>減額となるものは、利子割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入であります。</p> <p>歳出で、目的別で、前年度に比べ増額となるものは、総務費、民生費、商工費、教育費、公債費であります。</p> <p>減額となるものは、議会費、衛生費、労働費、農林水産業費、土木費、消防費であります。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 22 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町国民健康保険特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町国民健康保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 923,705 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 28,309 千円、率にして 2.97%の減となっております。 歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金であります。 歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金であります。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 23 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町介護保険特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町介護保険特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1,216,923 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 18,005 千円、率にして、1.5%の増となっております。 歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などであり、 歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであり、</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 24 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町後期高齢者医療特別会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 211 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町後期高齢者医療特別会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 119,205 千円と定めるものであります。 前年度に比べ、額にして 353 千円、率にして 0.3%の減となっております。 歳入の主なものは、広域高齢者医療保険料、繰入金などであり ます。 歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。</p>		
担当課	総務課・健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 25 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町上水道事業会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 5 年度埴町上水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 2 億 6,048 万 2 千円 収益的支出の予定額を 2 億 3,664 万 2 千円 資本的支出の予定額を 1 億 4,417 万 4 千円 とするものであります。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 26 号
提出時期	令和 5 年 3 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町下水道事業会計予算		
要 旨	<p>【提出理由】 地方公営企業法に基づき、令和 5 年度埴町下水道事業会計予算を議会に提出し、議決を求めるものであります。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、 収益的収入の予定額を 4 億 5,734 万 1 千円 収益的支出の予定額を 4 億 4,184 万 5 千円 資本的収入の予定額を 7,544 万 6 千円 資本的支出の予定額を 1 億 7,906 万 5 千円 とするものであります。</p>		
担当課	生活環境課		